西脇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について

1　背景

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正されました。

改正児童福祉法には第34条の８の２が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならいことになりました。

この場合、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数ついては、厚生労働省令で定める国の基準に従い、その他の事項については、国の基準を参酌して定めることになっています。

2　条例骨子（案）の検討

１の条例を定めるに当たっては、「従うべき基準」として厚生労働省令を下回ってはならない基準及び「参酌すべき基準」として厚生労働省令を十分に参酌した上で地域の実情に応じて変更してもよい基準の２種類の分類に従い、検討することとなります。

厚生労働省令の基準をもとに、本市の実情を踏まえて検討した結果、次に記述する部分以外については、厚生労働省令と同じ基準を定めることで、設備及び事業の適切な運営が確保し保育の質を担保するため、厚生労働省令と同じ基準を定めることとします。

一部の独自基準については、より安全で安心な放課後児童健全育成事業の事業体制を確保し、保育の質を高めるための基準を盛り込むこととしました。

また、本市においては、「西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例」を制定しているところであり、この条例の制定趣旨から放課後児童健全育成事業の設備及び運営事業においても、暴力団は排除すべきものであると判断したことから、排除項目を加えました。

さらに、現在の事業実施の内容を踏まえ、一部において経過措置等の特例を設けた条例骨子（案）を策定しました。

3　西脇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

⑴　条例名

この条例の名称は、「西脇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」とします。

⑵　概要

条例の概要は下表とおりです。

項目	国の基準	区分	西脇市の基準
従事する者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38号第２項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県の研修を受講した者。	従うべき基準	国の基準を準用
員数	職員は、２人以上配置することとし、内１人は、有資格者とする。	従うべき基準	国の基準を準用
児童の集団の規模	１つの単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	参酌基準	国の基準を準用するが、この条例の施行の日の前日において既に放課後児童健全育成事業を実施している施設については、当分の間児童の集団の規模として規定されている「おおむね40人以下」の規定は、適用しないことができることとし、この場合においても基準に適合させるよう努めることを求める。

施設・設備	児童１人につき、おおむね1.65㎡以上でなければならない。	参酌基準	国の基準を準用するが、この条例の施行の日の前日において既に放課後児童健全育成事業を実施している施設については、当分の間、設備の基準として規定されている「児童１人につきおおむね1.65㎡以上」とされている専用区画の面積についての規定は、適用しないことができることとし、この場合においても基準に適合させるよう努めることを求める
開室日数	○学校の休業日（夏休み等） 原則、１日８時間以上 ○学校の休業日以外（平日） 原則、１日３時間以上	参酌基準	国の基準を準用
	年間250日以上を原則とし、地域の実情を考慮して、事業所ごとに定める。	参酌基準	国の基準を準用
その他	○事業運営上の一般的な原則 ○非常災害対策 ○虐待の防止 ○衛生管理等 ○秘密保持等 ○保護者、学校等関係機関との連携 ○事故発生時の対応	参酌基準	国の基準を準用

⑶　放課後児童健全育成事業を行う者（その者が法人であるときは、その役員）は、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第２条第１号に規定する

暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者であってはならないものとします。

⑷　放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に家庭的保育事業者等の職員に周知しなければならないこととします。

⑸　放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月１回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこととします。

⑹　放課後児童健全育成事業者は、省令第８条第２項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとします。

⑺　放課後児童健全育成事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととします。

ア　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備することとします。

イ　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が家庭的保育事業者等の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備することとします。

ウ　事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこととします。

⑻　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとします。

⑼　放課後児童健全育成事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととします。

⑽　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととします。

【平成26年８月６日　西脇市子ども・子育て会議】

⑾　施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する施行の日（平成27年４月１日が予定されています。）とします。